

独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会（第2回）

平成15年9月2日

国 土 交 通 省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 委員紹介	1
3 . 分科会長挨拶	1
4 . 配付資料の確認	2
5 . 資料説明	3
(1) 中期目標(案)及び中期計画(素案)について	
(2) 償還計画(案)、業務方法書(案)、役員報酬規程(案)、 役員退職手当支給規程(案)	
6 . 討 議	11
7 . そ の 他	22
8 . 閉 会	22

開 会

事務局 それでは、定刻でございますので、ただいまから、第2回独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、御多忙の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

委員紹介

事務局 議事に入らせていただきます前に、前回欠席でございました公認会計士の北村信彦分科会長代理に本日御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。また、北村委員には分科会長代理をお願いしております。

北村信彦分科会長代理でございます。

北村委員 北村でございます。前は失礼いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 また、坂井委員と堀野委員ですけれども、本日は御都合により欠席となっておりますが、7名中5名の委員の出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

それでは、議事に進ませてもらいたいと思います。山下分科会長、よろしくお願いたします。

分科会長挨拶

山下分科会長 おはようございます。本日は、お忙しい中を集まってくまきてありがとうございます。

前回は引き続きまして、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

なお、本日欠席の坂井委員と堀野委員から、意見があれば私あてに提出し、その取り扱いについて私に一任することとしたいという申し出がございます。

堀野委員から、一般診断の受診率の向上に向けた営業努力のドライバーの診断結果の運行管理者へのフィードバックについてコメントが届いておりますので、これはお手元に配付されているかと思いますが、御紹介させていただきたいと思います。

配付資料の確認

山下分科会長 それでは、まず、本日配付しております資料につきまして、事務局より説明を受けたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局 まず、最初に資料について確認させていただきます。

お手元に配付してございますのは、まず本日の議事次第でございます。続き

まして、委員名簿でございます。次に資料目次がございます。

続きまして、資料1として「中期目標(案)・中期計画(素案)」でございます。資料2として数値目標に関する資料、カラーで印刷したものでございます。資料3としまして「償還計画(案)」でございます。資料4として「業務方法書(案)」でございます。資料5として「役員報酬規程(案)」でございます。資料6として「役員退職手当支給規程(案)」でございます。

以上が、本日お配りしている資料のすべてでございます。

ここまで、よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議の公開について、若干、御説明なり、御了解を最初にとっておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、本分科会は業績評価に係る案件を除き、原則公開ということとなっております。それから、会議内容につきましては、議事要旨、議事録を作成して公表するということになっていることを御了解いただきたいと思います。

次に、資料につきましても原則公開でございますが、今回については資料1から資料6、すべての資料について、先生方の御了解が得られれば非公開とさせていただきますので、その点、よろしくお願ひいたします。

山下分科会長 以上の点、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そういう扱いとさせていただきます。

資料説明

- (1) 中期目標(案)及び中期計画(素案)について
- (2) 償還計画(案)、業務方法書(案)、役員報酬規程(案)、役員退職手当支給規程(案)

山下分科会長 続きまして、議題であります中期目標(案)及び中期計画(素案)、償還計画(案)、業務方法書(案)、役員報酬規程(案)、役員退職手当支給規程(案)につきまして、前回の分科会におきましての御意見に対する説明を含めて、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料について、まとめて説明をさせていただきます。

固まりとしまして、中期計画・中期目標とそれ以外のものというふうに分けて説明をさせていただきます。

まず中期計画及び中期目標であります、資料1と資料2が関連しておりますので、あわせて御説明をさせていただきます。

中期計画については、前回第1回の分科会において素案を御説明させていただきました。委員の皆様から御意見をたくさんいただいております。それを踏まえまして中期計画(素案)を修正しておりますが、大きなところといたしましては、前回の分科会の中で事故対策機構の目的、所掌範囲が、必ずしもよくわからないという御意見をいただいておりますので、目的、使命、主要業務についての取り組み認識などにつきまして、前文という形で中期計画の頭の部分

に記述をさせていただいております。主に1ページから2ページ前半ぐらいにかけて、基本的には法律等を書いてあることではありますが、この計画の中でもそれがわかるように書き込ませていただいております。

あと、前回抜けておりました数値目標について具体的な数字を必要な箇所に入れさせていただいております。

大きな変更点としては、以上のとおりであります。

詳細について、説明をさせていただきます。

中期計画でございますが、まず前文のところ、我が国におけます交通事故対策といいますのが、交通安全基本計画に基づいて、政府全体としての取り組みが行われているということを書かせていただいております。その中で事故対策機構がその一部を担うという位置づけをしております。それを受けまして、事故対策機構の目的ということで、自動車事故の防止と自動車事故による被害者の保護ということを書いておまして、そのような目的を最大限、独立行政法人制度の枠組みの中で、効率的、効果的に遂行するのが使命であるということの中段で書かせていただいております。

さらに、主な業務であります事業用自動車について、その運行管理者及び運転者に対する事故防止施策について、それからまた、自動車事故が起こって被害者が発生した場合の自動車事故の被害者対策について、1ページの終わりから2ページの頭に書かせていただいております。そして、自動車事故被害者対策につきましては、別途、自賠責の制度の中で対策を講じておりますので、それと補完関係を持ちながら対策を講じていくということを書かせていただいております。そのような認識のもとに業務を遂行するということで前文を結んでおります。

2ページの中段でございますが、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置ということでございます。

まず、組織の効率化につきましては、柔軟かつ機動的に業務を担当できる体制を整備するということで、例えばマネージャー制の導入ということで、業務の繁閑に応じて人材を機動的に動かせるような体制づくりに努めたいということでございます。

それから、人材の活用につきましては、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用ということで、できるだけ職員の個々の能力を高め、その活用を図りたいということでございます。

(3)の業務運営の効率化でございますが、まず指導講習業務につきましては、職員に対する研修制度の拡充ということで、職員の能力の向上、それから、その内部化を図るということ、それから、ITを活用した全国統一の受講者管理システムの構築など、業務全般の見直しにより業務の効率化を図るとしております。

3ページでございますが、さらに受講者が少ない会場について会場の集約化を図るということで、中期計画期間中に10会場以上について集約化を図ることとしております。

以上などの施策をもちまして、自己収入比率の向上をうたっておりまして、オのところでございますが、中期計画終了時点35%以上ということでございますが、資料2をあわせてごらんいただきたいと思っております。資料2の1ページ目、指導講習業務について数字の入った表が出ておりますが、赤の部分が実績値でございます。青の部分が予測値ということで、14年度の実績値32.7%に対して、これを少しずつ自己収入比率を上げる努力をすることによりまして、18年度末については35%の目標をクリアしたいということでございます。

次に適性診断業務でございますけれども、適性診断後のカウンセリング業務を職員が実施できるよう育成して業務の経費を節減する。さらに、統計業務のオンライン化や業務のマニュアル化などにより業務全体の効率を図るなどによりまして、こちらにつきましても、中期計画期間末に自己収入比率を35%以上に上げたいということで、資料2の方には35.3という数字が目標値として出ております。

それから、の重度後遺障害者に対する援護業務でございますが、療護センターにつきましては、千葉につきましては、この4月から民間委託化を図ったところでありまして、さらに民間委託している業務につきまして、提携・単純作業についての見直しによる経費の節減ですとか、検査外来の増加により、できる限り経費の節減を図りたい、中期目標末に4%程度の経費の節減を図りたいということで、これは資料2の一番下の表に数字が出ておりますが、18年度末で95.6%を目標にいたしております。

それから、介護料の支給につきましては、事務処理の短縮化を図ることとしたいということであります。

1ページめくっていただきまして、交通遺児等への支援業務でございますが、これにつきましても資料2をごらんいただきます。2ページ目でございますが、債権回収経費の節減ということで、18年度末に20%減ということで、目標としては79.3という予測をしております。さらに債権回収率についても、現状90%前後の数字となっておりますが、それをできるだけ維持するということで、18年度末に債権回収率90%以上を確保するということで考えております。

の情報提供業務についてであります。これは自動車のアセスメントでございます。資料2の2ページ目の下段の表でございますが、試験ごとの1台当たりの試験実施費についての節約を図るということで、最終年度について、4%程度の試験実施費の節減を行うこととしております。

それから、としまして業務全般でございますけれども、これについては、今回、10月に独法化する法人について、国土交通省関係では同一の目標に基づいて一般管理費の削減を行っております。人件費を含む一般管理費のうち、公租公課などの固定費を除いた部分を対象としておりまして、自動車事故対策機構につきましては、この4月に先行的に千葉療護センターの民間委託化をしておりますので、14年度比で見ますと、その部分の民間委託化による職員の減というのを見込んでおりまして、それを含んだ形で10%の減という目標にさせていただいております。

次に、国民に対して提供すべきサービスその他、業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置ということで、サービスの向上の部分であります。まず指導講習業務につきましては、講習回数の増回、業態別や事業規模別の講習の実施、さらに少人数による受講者参加型講習の推進、最新の事故事例研究・分析に基づく運行管理改善手法の導入など、さらに企業コンサルティングの試行的な実施、それから、5ページ目でございますが、適性診断の活用を取り入れた講習の実施などによりまして、受講者・事業者に対する評価の向上を行いたいということで、できるだけ客観的な結果が得られるような評価の調査を行うことによりまして、中期計画期間の最後に4.0以上の評価を得たいということで考えております。

(2)の適性診断業務でございますけれども、自動視野測定器の導入、アイカメラ・シミュレーターの開発・導入などの機器の充実を行う。さらに、貸し出し用自動診断機の開発、全国への配備を行うことによって、受診者・事業者の利便の向上を図りたいということであります。

さらに、業態別の診断結果の助言、最新の事故事例の取り入れ、小集団技法の向上などの施策、さらに運行管理者を対象とした適性診断活用講座を全支所において実施するという、それから、さらに職員について、診断業務担当職員の80%以上に産業カウンセラーの資格を取得させるということでございます。そのようなことで、中期計画最終段階で評価を4.0以上にしたいということでございます。

適性診断業務につきましては、資料2の3ページの一番上に、適性診断業務の職員数、約100名強の職員がおりますけれども、現状、約6割弱を8割以上に上げたいということでございます。

それから、1ページめくっていただきまして6ページでございます。重度後遺障害者に対する援護ということで、療護センターにつきましては中期計画期間中の脱却者数、植物状態からの改善を達した人を脱却者と言っておりますが、それを30人以上とするということで、これは資料2の3ページの2番目の表でございます。各年、おおよそ10名程度の脱却者を目標にしたいということで考えております。

それから、他の医療機関との連携、高度先進機器の整備を進める。さらに、短期入院事業の促進、メディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する支援や在宅介護者に対する介護に関する知識・技術の提供、さらには地元研究機関や療護センター間の連携の強化、また関係学会への研究成果の発表などを積極的に行う。それから、地域医療機関との連携を図ることによりまして、現在備えております高度医療機器の受託業務の拡大などを行っていきたいということで、医療機器の受託につきましては、資料2の3ページの一番下に数字が出ております。年間9,000件以上の目標ということで、14年度実績が約7,000件でございますが、地元の医師会等々との問題もございまして、こちらについては、その辺との調整を図りながら拡大を図っていきたいというふうに考えております。

それから、介護料の支給業務につきましても、改善を行うことによりまして、例えば介護に関する相談窓口を主管支所に設置して、介護福祉士によります介護に関する知識・技術の提供等を行うということで、こちらについても、できるだけサービスの向上を図って評価を上げていきたいということでございます。

(4)の交通遺児等に対する支援業務につきましても、お金の貸付以外にも精神的なケアの充実などによりまして、こちらについても評価を上げていきたいということでございます。

広報活動業務につきましては、案内パンフレットを全市町村に配るなど現在もやっておりますけれども、さらに、その内容の充実を図っていきたいということでございます。

(6)の自賠責制度についての周知宣伝業務についても活動の強化をうたっております。

それから、(7)の情報提供業務でございますが、自動車アセスメントに関しては、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすいよう情報提供するというところで、数値的には、資料2の4ページの自動車アセスメントの部分でございますが、4%以上の改善を達成したいということで努力目標を置いております。

さらに、情報提供業務についてはパンフレット配布先の拡大、ホームページの改善等、それから、現在やっておりませんが、歩行者保護性能のアセスメントについても15年度より導入を図りたいということ。それから、実事故データと安全性能評価の相関関係の解析をアセスメントに用いたい等々の業務の充実を考えているところでございます。

次に8ページの3でございますが、予算収支計画及び資金計画については、別紙がございますので、2ページ後をめくっていただきたいと思っております。自動車事故対策機構中期計画の予算、15年度～18年度ということで、中期計画期間が3年半ということで、若干、期間がわかりにくいところでございますが、3年半を合計した数字を掲げさせていただいております。

なお、この中に書かれております数字につきましては、今後、財務省との協議が必要となりますので、数字が結果として変わってくる可能性があります、その点について御了解をいただきたいと思っております。

予算について見ますと、収入は、中期計画期間合計で約600億でございます。内訳については、政府借入金については見込んでおりません。それから、運営費交付金、施設整備補助金、政府補助金の3つについては自賠特会からの補助でございます。

それから、回収金等収入につきましては、交通遺児等への回収金の戻りのお金、それから、業務収入につきましては報酬、適性診断の収入でございます。その他、若干の収入を見込んでおります。

それに対して支出でございますが、人件費、各種活動を行います業務経費、療護センターの施設整備に用いる施設整備費、一般管理費、それから、交通遺児への貸付資金等を見込んでおります。

収支計画の部分を見ていただきますと、設備投資資金ですとか貸付の関係を除いた部分でございますが、中期計画の目標として、ほぼ収支がバランスするような形で計画を立てております。

資金計画については、活動に必要な資金について見込んでいるということで、約600億の資金を見込んでいるところでございます。

2ページ戻っていただきまして、8ページ、4の短期借入金の限度額でございます。今度、さらに活動の自由度が増しますので、今までは短期の資金不足というのは生じておりませんが、不測の事態が生じることがあり得るということで、約2カ月ほどの資金に相当する部分の借入金の限度額を言っております。約16億ということでございます。

それから、重要な財産の譲渡又は担保に関する計画については予定しておりません。

それから、6で剰余金の使途でございますが、活動によりまして剰余金が発生した場合については、国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービスの充実のための環境の整備、職員の研修の充実などに当てることとしております。

ページをめぐっていただきまして、7のその他の事項でございます。まず施設及び設備に関する計画ということで、別紙のとおりでございますが、資料1の一番最後をごらんいただきたいと思っております。施設・整備計画でございますが、基本的には、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化に伴う設備改修計画でございます。千葉療護センターの増床部分、医療機器の取りかえ、それから、東北療護センター、岡山療護センターの医療機器の更新などを中期計画期間中に予定しております。総額38億円余りの計画をしております。

なお、設備計画につきましても、今後、財務省との協議の中で、計画内容について変更があり得べしということをご了解いただきたいと思っております。

次に、9ページに戻っていただきまして、人材の育成の部分については、研修制度の充実などによりまして職員の資質を向上させるということ、それから、人員に関する指標ということですが、ここで、一応4人の職員数の減を見込んでおるところでございます。こちらについては最大限の努力をしましてまいりたいと考えておるところでございます。

資料1及び資料2につきましては以上でございますが、引き続きまして、資料3以降を説明させていただきたいと思っております。

資料3は、長期借入金の償還計画でございます。現在、センターにつきましては交通遺児への貸付事業を行っておりますが、それに要する資金については、政府から長期借入金という形で借り入れを受けておまして、その償還が、借り入れてから据え置き期間を置いて20年ということでお金が戻ってきますので、一応、30年後に償還をする。30年据え置きの一括償還というのが基本的な条件になっておまして、そろそろお金を返さないといけない時期に来ているということでございますが、現在借り入れているものについては、一覧にすると以上のとおりでございます。約200億の長期の借入金がございます。これについて償還をしていくということになるかと思っております。

資料4でございますが、業務方法書(案)でございます。業務方法書につきましては、独立行政法人の業務の方法について基本的な事項を定め、業務の適正な運営に資するということが目的となっております。主要業務ごとに、その実施を適正かつ効果的に行うために必要な事項を記載してございます。

指導講習業務につきましては、根拠となる法律、指導講習を行う者の氏名、手数料の徴収等についての規定が置かれております。

1ページめくっていただきまして、第2節の適性診断のところについても同様の規定が置かれております。

第3節の療護施設の設置及び運営につきましても、どのような考え方でその施設を設置し、運営するかということでございますが、例えば8条につきましては、どのような者を入院させるかということの考え方が書いてございまして、3ページの上段には、いわゆる植物状態にある人を入院させ得るというような規定内容になっております。

第4節は、介護料の支給に当たっての基本的な事項でございます。受給資格、適用除外の関係、介護料の額についての記述がございまして、

4ページの第5節、資金の貸付でございますが、貸付の種類、それから、5ページに種類ごとの貸付の限度額、貸付方法、回収期間、回収方法、その間の利率などについての決めがございまして、

さらに、6ページには、貸付に係る債権の免除等についての規定が書かれております。

7ページでございますが、その他の業務で自賠償保障制度の周知、それから、調査研究の中身、附帯業務についての記述がございまして、

7ページ下段でございますが、雑則について、業務の委託に関する基準、それから、第21条で、競争入札その他の契約に関する事項についての決めに置いておるところでございます。

業務方法書の内容については以上でございます。

続きまして、資料5と資料6でございますが、こちらについては独立行政法人の役員報酬に関する規程でございます。資料5が役員報酬規程、資料6が退職手当の支給規程でございます。

資料5をごらんいただきますが、4ページ目以降に参考資料がついておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。既存の独立行政法人の常勤役員の報酬、それから最後のページが、現在、まだ特殊法人等のものもありますが、それについての現行の役員報酬の一覧でございます。自動車事故対策機構につきましては、理事長の本俸が月額103万3000円、常勤の理事につきましては85万4000円、常勤監事については77万3000円ということで本俸の額を決めさせていただきたいということでございます。

さらに、資料6につきましては退職手当の支給規程でございますが、退職手当を支給するに当たっての規定でございます。第4条のところでは、「退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日におけるその者の本俸月額に100分の28の割合を乗じて得た額」ということで、退職金の計算方法、支給の基準など

についての規定を整理させていただいておるところでございます。

非常に雑駁でございましたが、資料の説明を終わらせていただきます。

山下分科会長 どうもありがとうございました。

討 議

山下分科会長 それでは、ただいま資料1から資料6までの御説明を受けたわけですが、このすべてにつきまして御議論いただきたいと思います。どの点からでも、お気づきの点がございましたらお願いいたします。

中田委員 最初に、堀野委員のメモを見て、やはり私も同じことを考えていたんですけれども、数値目標がほとんど4というのは、何か考え方があるのか、今までは、余りそういうことをやっていなかったのも、一律にそういう目標を設定するという形なのかというのがちょっと気になりましたので。

事務局 評価の4.0のことでしょうか。

中田委員 はい。

事務局 この部分については、確かに、事故防止なりいろいろなところで客観的な数字ができないかと、前回意見をいただいていた部分に関連するわけでありますが、なかなかそれは難しいということで、こちら側の事情としては、何らかの客観的な評価手法を導入しないといけないということの中で、昨年度、プレ調査をしておりますので、その結果を下回らないようにサービス向上に努めていきたいということで、4.0という数字にさせていただいたということでございます。

中田委員 堀野委員はコメントで低いというような言い方をしておられるんですが、私は高いか低いかわかりません。ただ、一律に中期計画を見ると、ほとんど全部が4になっていますが、一方は3.1だとかもう一方は3.8とかにするというのも非常に難しいところだと思うのですが、全体を4にするというのは何か根拠があるのだろうかという……。

事務局 結果として4になったということではないかなと思うんです。

資料2の4ページ目の下段に、評価の部分についての考え方とありますが、若干説明がございますけれども、プレ調査の結果が3.5前後ぐらいあったので、目標値としてはきりのいいところで4にしたと御理解いただければと思います。

中田委員 むしろ、最初であるから全体的に4ぐらいを設定するという方が、話としてはわかりやすいかもしれませんね。以降は、また、だんだんそれぞれによって変わってくるということだろうと思います。

山下分科会長 北村委員、どうぞ。

北村委員 中期計画の方で、幾つか気づいた点をお話させていただきたいと思います。

まず、2ページ目の(2)人材の活用のところですが、最後の行で「適正に評価する仕組みを構築する」ということで計画を挙げられているわけですが、年度ごとに評価をするときに、いつまでに構築するんだ、どういう段階で

もってつくっていくんだということを、ここで明確にできないのであれば年度計画で、今年度はどこまでやるんだ、あるいは今年度で完成しちゃうんだと。あるいは、翌年度には実施段階に行けるんだとか、そういうステップといいますか、それを具体的に示していただかないと、評価のときに、うまくいっているのかどうなのかわからないというのがあるのかなというふうに感じました。

それから、3ページ目です。これは言葉の問題で何ですけれども、上から4行目ぐらいのオのところ「自己収入比率」という言葉が書いてございます。これは、資料2の方の説明を見ますと、事業支出に対する手数料収入という形の意味を「自己収入比率」というふうに表現してあるというのわかるんですけども、これを一般に公開したときに、自己収入比率35%というのは何を言っているのかわからないという面があるかもしれない。そこで、自己収入比率の意味合いですね。ここで言えば、例えば事業支出に対する云々というような、それを書いておいてもらった方が親切なのかなという気がいたしました。

それから、その下のイのところも同じなんですけれども、統計業務のオンライン化や業務のマニュアル化等を図り云々ということなので、これもマニュアル化を図るといのは、どういうステップで、どういう時間的なスケジュールでやっていくのかというようなことを一応挙げていただいた方が、年度計画なり何なりに基づく評価というときに基準になり得るのかなという気がいたしました。

それから、3ページ目の一番の下に「事務処理期間の短縮化を図る」と。これも「短縮化いたしました」と言われたときに、その短縮化というのはどの程度の短縮かなということの評価の基準ですね。それが出てくるような数字といえますか、ここで3年半なり4年を出すのは大変かもしれませんが、少なくとも年度計画には出していただいた方が、評価はしやすいのかなという気がいたしました。

あとは予算との関連です。これは、ちょっと教えていただきたいんですけども、資料3で長期借入金の償還計画が挙がっておりまして、償還期限が一番早いのだと平成16年3月20日ということになっているようですが、予算に示されている部分ないしは資金計画では、この支出というのが出てこないような気がするんですけども、これは何か、償還資金については別途収入して、それを右から左へ出すという話なのかどうなのか、その辺、よくわからなかったものですから。

事務局 現在、200億のお金を借りておりますけれども、機構に資産・債務を引き継ぐときに、現在の債権の不良化を評価しまして、かなり不良化しているものについては引き継がないということにしようと思っております。それで、額がまだ現在では確定しておらないんですが、1割、2割は、恐らく不良化するだろうということで、そうすると、資金をその分だけ落としていくということで、償還期限の近いものから落としていく予定にしております。そうすると、恐らく第1中期計画期間中の償還は、実際見込まなくていいだろうという将来を見込んだ仮定の計算をしておりまして、それで予算の中に入れていないとい

うふうに御理解いただければと思います。

北村委員 償還計画案を評価委員会で検討して云々といったときに、そのコメントが資料3に何も無いわけですね。そうしますと、16年3月20日に返済が来るんだということも含めて意見を申し上げるということについては、ちょっと資料と実態がちぐはぐかなというような感じがいたしました。

あと、収支決算のところでもう一つ申し上げますと、収支計画の費用の部のところの財務費用、貸倒引当金繰入がゼロという形で計上されておりまして、貸倒損失は、確かに2,700万円出ているんですけども、貸倒引当金繰入がゼロということが、果たしてあるのかと。今までの回収実績は目標が90%であるということは、逆に言えば10%は貸し倒れになるのかなということ、あるいは貸し倒れの危険性が極めて高いという計画なんだろうと思うんですけども、それに対して引当金繰入がゼロというのはどういう関係があるのか。

事務局 今度の独立行政法人法の規定ですと、貸倒引当金、貸付勘定の評価勘定になります。他方、実際の損失が発生したとき、機構が免除したときには国が免除することになります。それから、機構がきちとやったにもかかわらず回収できないものについては国の責任で補填しましょうという制度となっていますので、したがって、実質的、適正にやっている限りにおいては損失金が発生しないということになります。

ただし、評価勘定なので、毎年の決算のときには評価をして引当金という項目を立てなさいとなっているものですから、現状では、ちょっと評価勘定はわかりませんのでゼロにしてあります。だから、決算時期には、そこに評価として出てきます。

それはどういうことかということ、今度承継するときに、現状の不良債権部分を、実質的にバランスをとるために借入金を免除していただく法律規定が入りました。ところが、全部を免除はできませんので、引当金見合いで承継することになりました。

だから、センターのときに貸し付けた債権と機構になってからの債権の取り扱い方は変わってくるわけでありまして。したがって、承継のときは引当金見合いでなしになって、資産と負債でなしになって承継して、その負債科目あるいは評価科目として引当金という金額が出てまいります。それから、今後発生する、機構になってから貸し付けるものも実質的には評価をしなければいけませんので、そのとき、そのときの回収率で評価勘定としては、数字は出てきます。それで、実際に損失が発生したときはそれを取り崩すという発想ではなくて、その時点で発生した損失額を補填するなり、免除することとなります。

ただ、経営責任者としての機構の適切な管理で、管理が不備で発生した場合には、自助努力で何らか稼いだもので補填していかなければいけない、そういう仕組みになっておりますので、現状ではちょっと入れられないということを御理解いただければと思います。

北村委員 と申しますのは、4ページの中期目標のところ、 のイでもって貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については適正に実施することと

ということで、ここでは、まさに貸倒引当金の開示のことを言っているのだらうと思うんですね。それを目標で掲げ、しかも、計画でもそうしますよと言っているにもかかわらず、収支計画では、今のところわからないからゼロというのはどうかと、そういう感想で申し上げたんですけど。

事務局 確かに、おっしゃるとおり、今は90.4ぐらいで回収率の実績が出ていると思うんですが、その数字は維持していきますということです。それから、財源補填をいただくときには、機構と国どっちがどういう責任を持つのかというのは中期計画に書きなさいとなっていて、それは予算の右下のところに、予算の説明の中で書かせていただいて、適正にやった場合はいいよと。その適正をどう言うかというのはあるんですが、そういうことになって、回収率そのものは、その前提、今お示しております90.4をさらに上げていくつもりでやっておるんですが、まだ承継額の実際の債務額が見えないのと、そんなことで、ちょっとまた数字的に入れられないというのが現状でございますので、御理解いただければと思います。

北村委員 わかりました。というのは、そこに数字が入るか入らないかによって、3年半の、ここで言いますと純利益が600万円、この利益自体がマイナスになる可能性もなきにしもあらずということで、ちょっとお尋ねしました。

事務局 それから、北村先生が初めの方でおっしゃいました幾つかの点についてであります。自己収入比率の部分については、適正な注なり文言を中期計画の中に入れて明確になるようにしたいということと、それから、その他評価の仕組みの構築ですとか、マニュアル化ですとか、事務処理期間の短縮化については年度計画の中で、今年度、どこまで何をするんだということを書き込んでいくようにしたい。評価のときには、客観的に評価していただけるようにつくっていききたいということでございます。

山下分科会長 独立行政法人の中期計画の書き方というのは、さっきの4.0とか30%とか、そういう具体的な数字になっている部分と、中期計画自体では、ある程度抽象的に書いて、あとは年度計画で具体化していく部分とがある、そういう書き方で一般に行われているわけですか。

事務局 そう思います。

山下分科会長 そういう実務に基づいてこれができているようですので、具体的なところは、年度計画で明らかにされるという理解でよろしいかと思いません。

先ほどの件はよろしいんでしょうか、貸倒引当金の件については。

事務局 ちょっと補足させていただきますと、先生おっしゃるように、年度末決算を組みますときに評価して回収率が悪くなれば、当然ながら、引当金の積む額は増えてまいりますので、600万円が逆にマイナスになる可能性もあります。

ただ、それは期間、うちの場合ですと、30年という長いタームで貸しておりますので、その増えた減ったを、今度評価のときに議論されても、正直なところ、難しいというところではあります。したがって、実際の実損額で発生した

ときに、それが適切だったかというのは御議論いただきたいと思うのですが、評価勘定としての1年間ごとの評価というのは、結果として、バランスシート上にマイナスが出ることはあるんですけども、そこは、そういう仕組みになっていることを御理解いただきたいと思います。恐縮でございますが。

山下分科会長 実質は御理解いただけると思うんですけども、この書類の上で、とりあえず、このままでよろしいのでしょうか。

北村委員 考え方としては、対象が債権残であるから、そんなに年度ごとに変わらなければ繰り入れと戻し入れがあって、相殺でチャラだというようなことになっているのかなという感じはいたします。

それがいい悪いの話じゃなくて、そうであるケースも当然あり得るのだらうと思います。

事務局 それは、また評価のときに詳しく御説明しないと、何で引当金がふえたのか、欠損金が出ているじゃないかという議論につきましては、もちろん、いろいろな事情があって増えることはあり得るとは思うんですけども、そこはまだ、ちょっと今、具体的に出てみないと何とも言えないところはあります。

山下分科会長 とりあえず、きょうの資料2～5までは非公開ですけども、やはり計画は、公表されていくものですから、一般的に公表したときに誤解を受けないような工夫をどこかでしていただければと思います。

そういうことで、とりあえずよろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

島田委員 交通遺児の貸付金のところですけども、ちょっと細かいことですが、まず、金額的にはこのぐらいのものなんでしょうか。数字的に貸付の金額等が、かなり今の時代だと低いのかなという部分の一つ。

あともう一つは、不履行判決等の貸付の場合に、年利3%を取るというような形で規定してありますけれども、3%というのは、今どきの金利からすると、いささかかわいそうかなという気もするんですが、その辺は何か、ほかとの並びの不都合があるのかどうか、ちょっと細かい点ですけども、確認したいと思います。資料4の5ページです。

事務局 説明が十分できるかどうかわかりませんが、まず遺児への貸付金額、実務上、うちの方で聞いているところによりますと、そんなに増やしてほしいという要望が来ていないということで、ここしばらく動かしていないというのが実情のようでございますので、その辺の要望が多ければ、そこについては増額をしていくということはあるのかなと思っております。

それから、その次の不履行判決の貸付の部分については、要は、債務者が別途いるというんですか、お金を返してくれない人がいるわけですね。ですから、結局はそちらの人に求償をされるものですので、バーが高くていいということではないんですが、余り動かしていないという実態にあるということなんです。

あとは、実績がそんなにない部分でございますので、その辺については実務上、余り支障は出ていないのかなということで御理解いただけるとかということなんです。

島田委員 恐らく、今まで余り実績がないというか、予算措置の関係もあったのだらうと思いますけれども、余り使われていないというのは、僕も漏れ聞いてはおります。

ただ、被害者の問題と遺児の問題は、ちょっと考え方を別にしてあげないといけないのかなと。それで、交通遺児の場合には学校も、とにかく中卒程度云々ということが出ているくらいですから、やはり大学に行きたいという人たちは、今、教育の関係も、教育資金、貸付の関係が育英会なんかもなくなってくるというか、そういう時代ですから、やはりそういうところのフォローも考えてあげないといけないのかなと、被害者というよりは、その子供の方ですから、その辺は、将来もう少し宣伝すれば恐らく、もうちょっと使い勝手がよくて、資金的にかなり潤うということであれば、もっと使ってくるだろうなと思いますので、その辺は将来、少なくとも計画の中に、どういうふうな方向で行くのか、やめちゃうのか、これこそ、まさに国が民間の保険会社とタイアップして、もっと大きなシステムにしてしまっ、そっちに振ってしまうのか、その辺も含めて、ちょっと検討いただければと思います。

福井委員 資料2の一番上の色のところですけども、実績値のオレンジのところ、14年度が13億、これが青になったら、ボーンと14億になっているのは何だったんですか、背景としては。

事務局 これは、ちょっと細かい話になりますけれども、指導講習は、当然テキスト代とか教材の費用もかかるわけですが、基本的に毎年度作っているんですけども、たまたま14年度につきましては作りおきといいますか、まだストックがあったものですから、そのテキスト代とか教材費の費用がかからなかったということでございまして、そういう意味で、14年度は少し事業支出は落ちているような感じになっております。

そのため、たまたま14年度はそういう特殊事情があって、事業支出が落ちているような形になっておりまして、15年度以降、また通常のそういう教材費もかかりますし、受講者が増えますので、それ見合いの事業支出になっているということでございます。

福井委員 じゃ、12年度、13年度、14年度も、たまたまテキストが余っていたとか、そういう感じなんですか。

事務局 いいえ。そうではありませんで、この辺は、毎年度、毎年度ばらつきがありますけれども、13年度には講習なり診断の制度改正も行ったわけですね。その辺の制度改正の義務づけなどをしましたので、その影響も出ておましてばらつきがあるということです。

ちょっと14年度が目立つものですから、特殊事情ということでございます。

福井委員 いろいろな業務がある中で、一番お金を使っているのは療護センター、これは格段に大きいですね。これに比べたら、さっきお話に出ていた交通遺児の貸付というのが、やはり余りにも少ないような感じがしまして、たしか質問の中に、これくらいいいんですかという話の追加質問ですけども、1件当たりどれくらい貸し付けていることになるんですか、平均で。

事務局 大体、1件200万円ぐらいです。

福井委員 1年に200万、それで1回限りですか。

事務局 トータルでございます。義務教育期間が終わるまで貸し付けます。

福井委員 義務教育までですか。それで200万。

事務局 当然、高校とかへ進学される方は猶予するような形になりますけど。

福井委員 じゃ、やはりかわいそうですね。

事務局 ただ、幾つか制度がありまして、一方では交通遺児育成基金ということで、被害者の方への賠償金と国からの補助と、あと民間の保険会社等からの補助で基金をつくりまして、その基金を造成することによって育成費用を出すという制度もありますし、あと高校に関しますと、公立とか私立で、交通遺児等に関しましては授業料を免除したり減らしたり、減免しているんですけども、それに対しても補助を行っております。あと、先ほど島田先生が言われましたけれども、育英会もございますので、そういう制度をいろいろ使っただけならば、一応切れ目なくといえますか、額の多寡はありますが、大学まではつながっているような制度にはなっております。

福井委員 それと、コメントを出してくださった堀野先生の最後あたりの意見に私も多少賛成で、資料2の最後の目標のところですね、4.0のところ、これは、やはり実績値としてプレが3.5だったのが4.0はまだわかりませんが、もう既に3.8とか3.7あるのが4というのは、何か、余りにも目標としては低過ぎるような、せめて全体に0.5ずつ上げるとか、それぐらいのことはしてもいいんじゃないかと思えますね。

だから、指導講習の方はすごい調査、3.8もらっているんだから4.2とか4.3とか、それぞれに応じた目標にしないと、ちょっとハードルが低過ぎるような感じがするんですけど、どうでしょうか。

事務局 御意見としては真摯に受けさせていただきたいとは思いますが、今までやったことがないということがございまして、私ども正直、その数字を幾つにするのが、要は、身の丈に合っているかどうかというのは、ちょっとわからないところもあって、そういう意味で、プレの結果がこのくらいの範囲で散らばっておるものですから、4.0に置かせていただいたということでございます。

あとは、4.0に置いたもとななる業務の性格にもよりますので、例えば指導講習なり適性診断業務で、それを急激に上げる、例えば0.5上げるのと、介護料の支援業務で0.5上げるというのは、やはり、ちょっと対象者も違いますし、業務の性格も違うものですから、一律というのは、なかなか難しいかなという気もいたしますので、資料2には年度ごとの数字を出しておりますので、今後、評価をしていただく中で、どう動くのかということを見ていただいて、すぐにクリアできるものであればどんどん上げていくという形の御意見があれば、評価の仕方なり目標を変えていくようなことにさせていただければという気はいたします。

山下分科会長 中期計画期間中に、このあたりの様子を見て変更するとか、

そういうことは可能なわけですか。

事務局 可能です。

山下分科会長 1年目、頑張ってやったら、すぐ4を超えましたというのだったら、もうちょっとさらに頑張れますね。

事務局 余裕が出るというのもよくないんですが、逆に、毎年毎年追い立てられるのも厳しいものですから、やはり、その辺がなかなか難しいところだと思います。

島田委員 5点法の評価だから難しいんじゃない。五つ星か四つ星かという感覚で考えているから。

事務局 その辺も、いわゆるそもそもの評価の仕方なども引き続き勉強させていただきたいと思います。

山下分科会長 これは、お客の反応で、とりあえず数字をとろうとしているので、本当にその数値がいいかどうかという問題はあるわけですね。

そういう意味では、一応4と並んでいるんだけれども、これをクリアすれば全然問題ないとか、そういう趣旨は全く含まないので、質の面の改善にも努めていただいて、それは、また年次活動報告の中にもわかるようにしていただくということで、数字の面はとりあえず、出発点はこれでやってみるということではいかがでしょうか。

中田委員 その部分というのは、ローリングプランみたいな形ではできるわけですか、やろうと思えば。修正をつけていく。下方修正、上方修正というようなことは、普通、民間企業の中期計画なんかだと、ローリングプランを今入れるのは当たり前になっていますので……。

事務局 通常はローリングして、どうしても無理なものは少しずつ目標を上げていくとか、評価の段階でそれぞれの中身を分析して動かしていくということは、十分あり得ることだと思います。

中田委員 それから、5ページの(2)の ですけども、これは、ちょっと教えていただきたいんですが、「診断業務担当職員の80%以上に産業カウンセラー資格を取得させる」とありますが、これは全職員のうちの診断業務担当者の割合はどれくらいであって、現在、産業カウンセラーの資格を持っている人というのはどれくらいなのでしょう。

事務局 資料2の3ページの一番上を見ていただきたいと思います。機構の職員は350人程度でございますが、管理業務等に携わっている人を除きますと、基本的には支所にいる人のかなりの部分が適性診断に携わる職員でございますので、一応、今のところ6割ぐらいを8割に上げたいということです。ただ、正直言いますと、人の入れかわりとか役所との交流とかもございまして、そこは、かなり努力をしないといけないということと、かなり現状の業務が、特に支所の場合には、適性診断と指導業務で相当スケジュールが厳しいものですから、その中で職員を研修に出すということになると、その分、空きが出てくるということで、かなり余裕がない中での話なものですから、実態的には結構厳しい数字であろうとは理解しております、その辺は御理解いただきたいと

思っております。

中田委員 厳しいんですか。

事務局 かなり、今は忙しいんですね。1つの県で5人ぐらいしかいないところが多いですから、その中で2人か3人が診断には携わっていて、月に10回とか入りますので、その準備にかかってきます。それで研修を受けるとなると、しばらくの期間、ずっと定期的に抜ける形になりますので、業務をこなして収入を上げながら、かつ研修をやっていくというのは、人的にほとんど余裕がない中では非常に厳しいので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中田委員 わかりました。

それから、私はこれだけなんですけれども、一つこの数字、中期計画予算を見ていて、普段が普段なものですから、何となく、これではわかりづらいところがあるんですね。これは、出す必要があるかどうかは別として、P L、B Sのようなものを示してもらって非常にわかりやすいという気がするんですが、そんなものは出す必要はないと。ここでは必要ないし、また民間企業ではないですからあれとは思ひますが、見たときに、何となく普通の人にはこれは道路公団なんかもそういう話が随分出ましたね。

決算では出るわけですか。

事務局 はい。評価の段階ではP L、B Sを示すこととしたいとおもひます。

山下分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

特にこれ以上、御意見がございませぬようでしたら、ただいまの資料1の中期目標(案)、中期計画(素案)、資料3の償還計画(案)、資料4の業務方法書(案)、資料5の役員報酬規程(案)、資料6の役員退職手当支給規程(案)、以上の案につきまして、一括して御承認するという事でいかがでございませぬでしょうか。

いろいろいただいた意見につきましては、また今後の運営等に反映させていただきますということで御検討いただけると思ひますが。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、一括して御承認したということにさせていただきます。

どうもありがとうございます。

ほかに、特にございませぬようでしたら、きょうの議事はこれで終わらせていただきたいと思います。

細部の表現等の調整につきましては私の方に一任させていただければありがたいと思ひますが、よろしゅうございませぬでしょうか。

この2回の審議結果は、独立行政法人評価委員会の規則に従ひまして、この分科会の上部にあります評価委員会の木村委員長に報告させていただくことになるそうですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事進行につきまして事務局にお返しします。私の方からはこれで終わります。

どうもありがとうございます。

そ の 他

事務局 本日は、長時間の御審議、大変ありがとうございました。

なお、本日の分科会の内容等につきましては、第1回目と同様、議事の公開についての方針に基づき、議事要旨及び議事録を作成の上、速やかに公表することとさせていただきたいと存じます。

議事録の公開に当たり、事前にその内容を御確認していただくため、委員各位に議事録等を御送付させていただきますので、お忙しいところ、大変恐縮ですが、御発言内容の確認をしていただきたいと思います。

なお、第3回以降の分科会につきましては、機構設立後の評価となりますので、また別途、調整させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第2回独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉 会